

# 陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	4 4 9 6 ~ 4 4 9 8	受 理 年 月 日	令 和 8 年 1 月 5 日 ~ 7 日
件 名	学 校 園 での 両 親 間 差 別 の 撤 廃 等		
要 旨	<p>2026年4月に施行される改正民法での選択的共同親権化に向けて、脱法的な子供の連れ去り等で今も苦しみ続ける方がおられる現状に鑑み、京都市においても制度の見直しが求められる。他都市では現行の単独親権下でも既に取組が進んでおり、特に大阪府大東市では、学校園行事参加・観覧の受入れ(接近禁止命令・仮処分が出ている場合を除く。)等の先進的な動きがある。また、保育園入退園届の両親署名化を実施している自治体も40程度ある。</p> <p>ついては、京都市においては、現行の単独親権制度下に潜む課題をしっかりと把握し、選択的共同親権の下、両親からの愛着関係と支援を受けられる子供の最善の利益を重視し、以下の点に取り組むことを強く願う。</p> <p>1 学校園での両親間差別の撤廃          現在、京都市内の学校園では子供と同居している者だけを保護者として扱い、同居保護者の意向によって、親権の有無にかかわらず、別居親は行事の通知もされず阻害される傾向がある。他方で、文部科学省の見解では、別居親や親権を有しない親の行事参加の可否に対しては、親権者や同居親に同意権限はなく、あくまで学校長の判断とされている。現行法下はもとより、共同親権制度の下で明確な基準なく別居親等を阻害することは、校長に過度な負担や法的リスクを課すことになり兼ねない。改正民法の趣旨に鑑み、両親双方を一定平等に扱い、接近禁止命令等が出ていない別居親の行事参加等を原則認められるよう、別居親の行事参加についてのガイドラインや判断基準をあらかじめ設定すること。</p> <p>2 選択的共同親権についての正しい広報周知          虚偽(DV支援措置を受けることを目的とした事実のわい曲)の理由での別居・子の連れ去りは違法性があり、また、片親の自己都合による突然の別居、片親阻害は子供の発達に大いに悪影響を与える。極一部の悪質なDV被害を念頭においた法改正批判もある中、強制的単独親権下における子供の連れ去り等の課題や子供の権利の観点から選択的共同親権の意義について正しい広報周知を行うこと。</p> <p>3 学校や保育所等における届出の両親署名化          現在、京都市の学校や保育所等における届出は、その多くが片親のみの署名となっている。結果、もう片方の親の承諾なく入退園・転校等が可能となり、脱法的な子供の連れ去りを助長する制度となっている。改正民法の施行後も実効的な連れ去り防止が必要であるため、学校や保育所等における届出書類は両親署名を原則とすること。あわせて、実体的な虐待・DV防止のために、片親署名の理由申立て(必ず虚偽の申出を禁じることを可能とすること)。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文 教 は ぐ く み 委 員 会		